

**新潟県条例第51号**

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

**第1条** 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(規制基準)</p> <p><b>第101条</b> 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。)において次に掲げる営業(以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。)を営むことにより発生する騒音に係る規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、区域の区分ごとに規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業(前号に規定する営業を除く。)</u></p>	<p>(規制基準)</p> <p><b>第101条</b> 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。)において次に掲げる営業(以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。)を営むことにより発生する騒音に係る規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、区域の区分ごとに規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 喫茶店営業(食品衛生法施行令第35条第2号に規定する営業をいう。)</u></p> <p><u>(3) 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業(前2号に規定する営業を除く。)</u></p>

(新潟県食品衛生法施行条例の一部改正)

**第2条** 新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示、削除号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業施設の基準)</p> <p><b>第4条</b> <u>法第54条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第66条の7の定めるところによるものとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p><b>第6条</b> <u>法第55条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、10日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第1号に該当したときは、同</u></p>	<p>(営業施設の基準)</p> <p><b>第4条</b> <u>法第51条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第6条</b> <u>法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、10日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第2号に該当したときは、同</u></p>

居の親族又は清算人において届け出なければならない。

(1) 死亡し、又は解散した場合であつて、法第56条第1項の規定により許可営業者の地位を承継する者がいないとき。

(2) (略)

**第8条** 法第55条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、政令第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、1件につきそれぞれ別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2～4 (略)

**別表** (第8条関係)

営業の種類	区 分	手数料の額
飲食店営業	臨時的に営まれるもの	4,000円
	市日の市場又は祭礼の会場に限り営まれるもの	2,000円
	上記以外のもの	16,000円
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業		9,800円
食肉販売業		13,000円
魚介類販売業		13,000円
魚介類競り売り営業		21,000円
集乳業		9,800円
乳処理業		23,000円
特別牛乳搾取処理業		23,000円
食肉処理業		23,000円
食品の放射線照射業		23,000円
菓子製造業		21,000円
アイスクリーム類製造業		21,000円
乳製品製造業		23,000円
清涼飲料水製造業		23,000円
食肉製品製造業		23,000円
水産製品製造業		23,000円
氷雪製造業		21,000円

居の親族又は清算人において届け出なければならない。

(1) 営業を廃止したとき。

(2) 死亡し、又は解散した場合であつて、法第53条第1項の規定により許可営業者の地位を承継する者がいないとき。

(3) (略)

**第8条** 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、政令第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、1件につきそれぞれ別表第3に定める額の手数料を納めなければならない。

2～4 (略)

液卵製造業		23,000円
食用油脂製造業		23,000円
みそ又はしょうゆ製造業		21,000円
酒類製造業		21,000円
豆腐製造業		21,000円
納豆製造業		21,000円
麺類製造業		21,000円
そうざい製造業		23,000円
複合型そうざい製造業		34,000円
冷凍食品製造業		23,000円
複合型冷凍食品製造業		34,000円
漬物製造業		21,000円
密封包装食品製造業		23,000円
食品の小分け業		21,000円
添加物製造業		23,000円

**別表第1** 削除

**別表第2** (第4条関係)  
(略)

**別表第3** (第8条関係)  
(略)

(新潟県食品衛生条例の廃止)

**第3条** 新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。  
(新潟県食品衛生条例の廃止に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の新潟県食品衛生条例(以下「廃止前の新潟県食品衛生条例」という。)第2条第1項各号又は第4条各号の営業(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「整備等政令」という。)第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者に対する廃止前の新潟県食品衛生条例の規定の適用については、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「新法」という。)第55条第1項の許可を受ける日の前日までは、なお従前の例による。
- 前項の場合における廃止前の新潟県食品衛生条例第2条第3項の許可の有効期間については、整備等政令の施行の日から起算して3年を経過する日(同日以前に当該営業に係る新法第55条第1項の許可を受けたときは、当該許可を受けた日の前日)に満了するものとみなす。
- この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正)
- 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例(昭和43年新潟県条例第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
適 用 対 象 者	検査の 種類	使用料等の額		適 用 対 象 者	検査の 種類	使用料等の額	
		単位	料金			単位	料金
防疫関係検査 (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の適用を受ける食品関係施設の従事者及びその家族  (2)～(4) (略)	(略)			防疫関係検査 (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）の適用を受ける食品関係施設の従事者及びその家族 (2)～(4) (略)	(略)		

（新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者の食品関係施設の従事者及びその家族に対する前項の規定による改正前の新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（新潟県保健所条例の一部改正）

- 7 新潟県保健所条例（昭和63年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この項において「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この項において「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
項	所 掌 事 務	保健所 の名称	所管区域	項	所 掌 事 務	保健所 の名称	所管区域
(略)				(略)			
3	(1)～(15) (略)	(略)		3	(1)～(15) (略)	(略)	
	<u>(16)</u> (略)				<u>(16)</u> <u>新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）の施行に関する事務</u>		
	<u>(17)</u> (略)				<u>(17)</u> (略)		
					<u>(18)</u> (略)		

（新潟県保健所条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に関する事務に対する前項の規定による改正前の新潟県保健所条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

- 9 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
		<b>新潟県食品衛生</b>	<b>第7条第1項及び第4</b> <b>第4条</b>

(略)	条例(昭和42年新 潟県条例第46号)
(略)	(略)

(新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に対する前項の規定による改正前の新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。